

災害廃棄物処理計画
(概要版)

平成 29 年 3 月

湖西市

第1章 基本的事項

1 目的

「湖西市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）は、県計画を踏まえ、国の災害廃棄物対策指針等を参考として、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、とりまとめたものである。

2 対象とする災害

本計画においては、県計画と同様に、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書（平成25年11月）」に基づき、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震、大正型関東地震）（以下、「レベル1」という。）、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震、元禄型関東地震）（以下、「レベル2」という。）を対象とする災害とする。

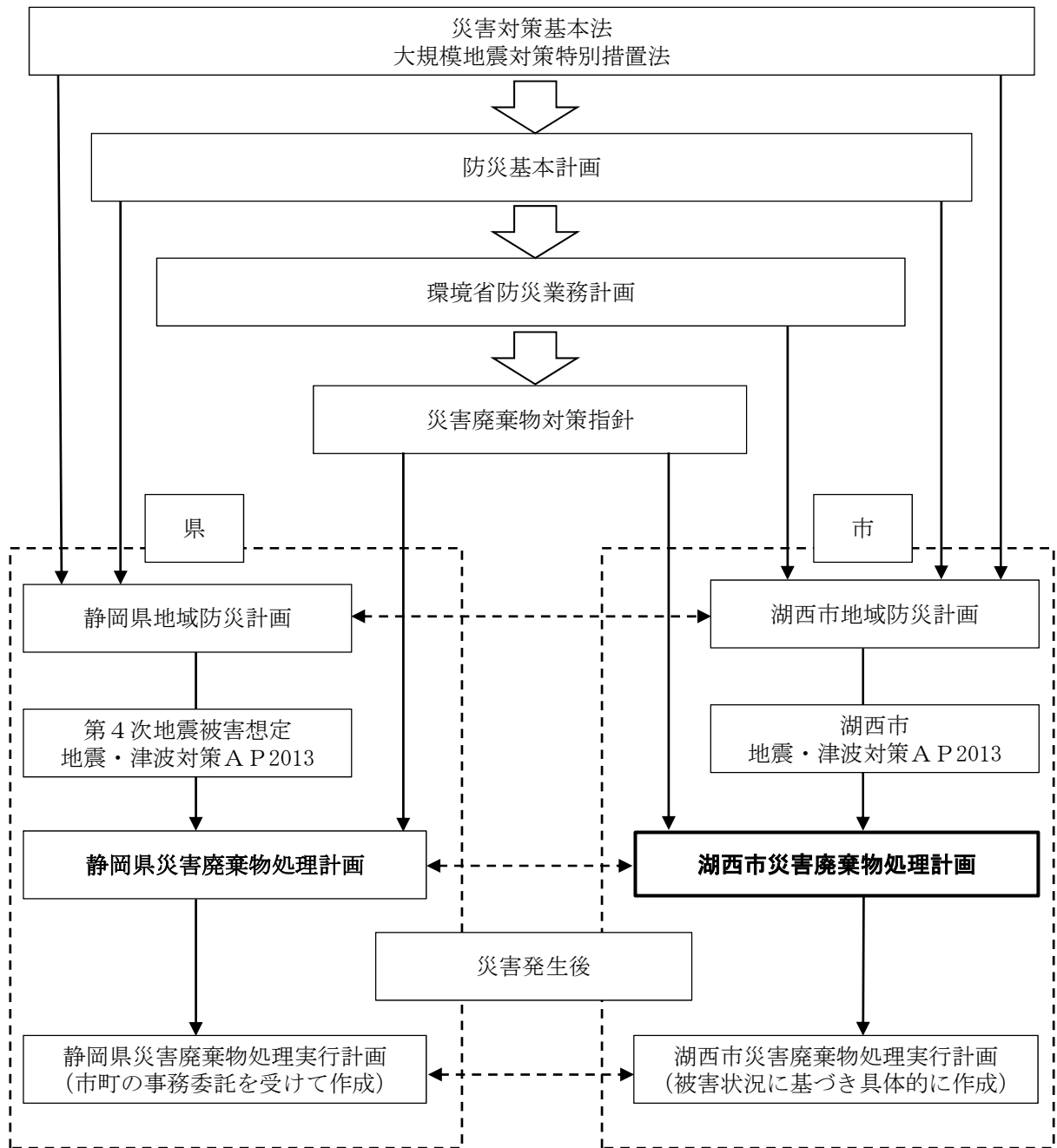
3 対象とする業務と災害廃棄物

本計画において対象とする業務は、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、「二次災害の防止」や作業の一貫性と迅速性の観点から、「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等を含むものとする。

本計画において対象とする災害廃棄物は、不燃性混合物や可燃性混合物など災害によって発生するものと、生活ごみや避難所、仮設トイレのし尿など被災者・避難所の生活に伴い発生するものとする。

4 本計画の基本的な考え方と位置付け

- 国の災害廃棄物対策指針等及び県計画を踏まえた内容とする。
- 災害廃棄物は一般廃棄物であるので、第一義的な処理の責任は本市が負うことになるが、本市単独での処理が困難と想定される場合には、その場合の対応方針も盛り込んだ計画とする。
- 実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行う。



湖西市災害廃棄物処理計画の位置付け

第2章 事前準備

第1節 組織体制

1 情報収集と連絡体制

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。

2 協力・支援体制

本市では、県に被災状況を報告するとともに、県からの情報収集、指導・助言を受けながら、自衛隊や警察、消防、近隣市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築を図る。

なお、県内市町間の協力体制は、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」に基づき、本市が個別に調整する。

3 職員への教育訓練

本市は、処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。また、県等が開催する災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた教育訓練や研修会に参加する。教育訓練や研修会等を継続的に参加することで人材の育成を図る。

第2節 災害廃棄物処理

1 発生想定量と処理可能量

(1) 災害廃棄物発生想定量

○災害廃棄物発生想定量

本市における災害廃棄物発生想定量は、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書」によれば、レベル1、レベル2については、次のとおり。

災害廃棄物発生想定量

被害想定	災害廃棄物等発生量(千トン)			災害廃棄物等発生量(千m ³)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
レベル1	545	126	671	487	87	573
レベル2	1,750	496	2,246	1,561	339	1,900

○本市の津波堆積物発生想定量

本市の津波堆積物発生想定量は、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書」によれば、次のとおり。

津波堆積物発生想定量

被害想定	津波堆積物発生想定量		採用値 (m ³)
	(トン)	(m ³)	
レベル1	60,000～	54,000～	87,000
レベル2	233,000～	212,000～	339,000

○仮設トイレのし尿発生想定量

本市における災害廃棄物発生想定量のうち、避難者（避難所外も含む）の仮設トイレのし尿発生想定量は、次のとおり。

災害廃棄物発生想定量（災害発生当初における仮設トイレのし尿）

被害想定	仮設トイレのし尿発生量 (kl/日)
レベル1	25.0
レベル2	51.5

(2) 処理可能量

○最終処分場の処理可能量は、次のとおり。

既存最終処分場の処理可能量

施設名	埋立容量 (m ³)	平成28年度末 までの埋立容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	年間埋立 処分量 (m ³ /年度)	残余年数 (年)	埋立処分可能量(m ³ /年度)	
						高位 シナリオ	中位 シナリオ
湖西市笠子廃棄物処分場	137,949	127,851	10,098	—	13	1,078	924
湖西市新居一般廃棄物 処分場	81,073	68,251	12,822	770	16	1,078	924

○し尿処理施設の処理可能量

本市における既存施設でのし尿等災害廃棄物の処理可能量は、次のとおり。

既存し尿処理施設の処理可能量

施設名	処理能力 (kl/日)	年間処理能力 (kl/年)	処理能力に対する 余裕分の割合(%)	処理可能量 (kl/年度)
湖西市衛生プラント	84	30,660	0	0

2 仮設トイレし尿処理

災害発生当初の仮設トイレの必要数を推計した結果は、次のとおり。

仮設トイレの必要数（災害発生当初）

被害想定	仮設トイレの必要数（基）	
	レベル1	仮設・簡易トイレを活用した場合
仮設・簡易・マンホールトイレを活用した場合		218
レベル2	仮設・簡易トイレを活用した場合	664
	仮設・簡易・マンホールトイレを活用した場合	659

3 避難所ごみ

○避難所開設場所

焼却等の処理前に保管が必要な場合、避難所開設場所周辺に一時的な保管場所を確保する。

○避難所ごみ発生見込み量

「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書」における、本市の避難所ごみ発生見込み量は、次のとおり。

避難所ごみ発生見込み量（静岡県第4次地震被害想定（第二次報告））

被害想定	発災～3ヶ月後			3ヶ月後～半年			半年～1年後		
	家庭ごみ (t/月)	粗大ごみ (t/月)	計 (t/月)	家庭ごみ (t/月)	粗大ごみ (t/月)	計 (t/月)	家庭ごみ (t/月)	粗大ごみ (t/月)	計 (t/月)
レベル2	約1,400	約800	約2,200	約1,400	約400	約1,700	約1,400	約300	約1,600

○ごみ処理体制

避難所ごみの収集・運搬・処理等については、市内廃棄物処理業者に対応を依頼するが、対応が困難な場合は、県や周辺市町等からの支援が必要なため、災害支援協定による支援要請なども含めた体制を構築する。

4 災害廃棄物処理方針

○処理期間：3年間を目標

○処理費用：災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用

○処理方法等：リサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくする。

5 公有地の仮置場候補地

No.	公有別	所在地	概算面積 (千m ²)	地区区分	土地現況
A2	公有地	新居3443-1 (新居弁天)	33.0	新居	駐車場
A3	公有地	新居3448他 (向島)	45.6	新居	遊休地
A4	公有地	内山2263他 (大倉戸)	9.6	新居	廃棄物処分場
A5	公有地	新居3447 (向島)	4.2	新居	県西部健康福祉センター 一浜名分庁舎
A6	公有地	内山931-123他 (内山)	7.7	新居	旧ごみ焼却場
K1	公有地	白須賀3985-1961	19.1	白須賀	笠子廃棄物処分場内
K2	公有地	鷺津2861・3081	17.1	鷺津	表鷺津湖岸公園
K3	公有地	吉美959-1	8.6	鷺津	梶田多目的運動広場 ※液状化危険区域
K4	公有地	小俣19-10	4.2	新所原	西部公園
K5	公有地	内浦359-3	11.3	入出・新所	北部地区運動公園
K6	公有地	大知波2-26	8.0	知波田	おちばの里親水公園
K7	公有地	古見1165-1	2.9	鷺津	遊休地
K8	公有地	入出1636-1他	4.3	入出・新所	遊休地
K9	公有地	吉美950-28	21.6	鷺津	湖西市浄化センター内
K10	公有地	梅田154	3.9	新所原	湖西連邦ハイキングコ ース駐車場
合計			201.1		

6 収集・運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集・運搬の方法やルート、必要機材、連絡体制・方法について、検討を行う。

また、運搬ルートは道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、選定する。

なお、災害廃棄物の収集・運搬は、対応時期によって異なるため、災害予防、発災時・初動期、仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時に分けて検討する。

7 最終処分

本市の災害廃棄物最終処分量は、既存最終処分場の残余容量を大きく上回ることが想定されるため、県との調整を図り、広域処理等を含めた処分方法を検討する。

8 広域処理

ごみ処理、最終処分、し尿処理及び仮設トイレ確保等については、本市単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、県に支援要請等を行い、広域処理を検討する。

9 有害廃棄物・処理困難物対策

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報するものとする。

有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であり、関連業者へ協力要請を行う。

10 津波堆積物

津波堆積物の性状（土砂へドロ汚染物など）に応じて適切な処理方法（回収方法や収集運搬車両の種類等）を選択し、県、関係団体等と連携して再資源化を目指す。

11 住民等への広報

本市は、次の事項について住民の理解を得られるよう日頃からの広報等を継続的に実施する。また、避難所の被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報について、市内の広報担当と調整し、広報誌やマスコミ、避難所等への広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図る。

○仮置場への搬入に際しての分別方法

○腐敗性廃棄物等の排出方法

○便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止

第3章 災害応急対応

第1節 初動期（発災直後～3日後）

1 仮設トイレの設置

避難所における避難者の生活に支障が生じないように必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。

必要基数の確保は、市及びし尿収集運搬業者が平常時に備蓄している仮設トイレを優先利用し、不足する場合は、災害支援協定に基づいて、建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得る。さらに、県に支援要請等を行う。

2 し尿の収集・運搬

し尿の収集・運搬は、発災後に最も急がれる対応の1つである。発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、下水道、浄化槽（みなし浄化槽を含む）、汲み取り便槽、し尿処理施設等について、速やかに緊急措置を講ずる。

被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域及び稼働可能な施設への広域移送等を行う。

3 災害廃棄物処理施設の被害状況把握

○し尿処理施設の被害状況把握

災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う観点から、し尿処理施設の被害状況の把握を行う。

○ごみ処理施設の被害状況把握

災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う観点から、ごみ処理施設の被害状況の把握を行う。

4 自衛隊等との連携

自衛隊・警察・消防及び所管主体に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去、トイレの確保、衛生環境の維持、防犯対策を行う必要がある。特に、初動期での災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去は、人命救助の要素も含まれるため丁寧に行う必要がある。

情報の一元化の観点から災害対策本部と調整した上で、自衛隊・警察・消防と連携する。

5 道路上の災害廃棄物の撤去

放置車両等により、道路が遮断されていることも想定されるため、本市において、自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、協力が得られる体制を確保する。

災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、本市はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに安全確保に努める。

6 有害物・危険物の撤去

生活環境保全のため、有害物質の保管場所等についてP R T R（化学物質排出移動量届出制度）等に基づいて、あらかじめ作成した地図等を基に、有害物・危険物の種類と量及び拡散状況を把握する。

7 相談窓口の設置

被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法にしたがい、相談情報を管理する。

8 住民への広報

被災者に対して災害廃棄物に係る広報を行う。広報は、本市広報誌や新聞、インターネット及び避難所等への掲示などで行う。また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定する。発災直後は、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。

第2節 応急対応（発災～2週間程度）

1 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計

発災後における実行計画の作成、処理体制の整備のため、まず第一に、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計する。

処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ推計する。

2 収集運搬体制の確保

収集運搬体制の整備にあたっては、平常時に検討した内容を参考とする。

火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。

3 仮置場の確保

仮置場の確保にあたっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には、落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

4 倒壊の危険のある建物の撤去

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。

5 有害物・危険物の撤去

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。PCB等の適正処理が困難な廃棄物は、平常時と同様に排出者事業へ引き渡すなど適切な処理を行う。

6 廃棄物処理施設の補修及び稼働

一般廃棄物処理施設について、被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行う。安全性の確認は、平常時に作成した点検手引きに基づき行う。点検の結果、補修が必要な場合は、平常時に検討した補修体制を参考に必要資機材を確保し、補修を行う。

7 避難所ごみ等生活ごみの処理

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず、既存の施設で処理を行うことを原則とするが、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。

- 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
- 支援市町等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

8 仮設トイレの管理

仮設トイレの設置後、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。

第4章 災害復旧・復興

第1節 災害廃棄物処理

1 処理フローと処理スケジュール

災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対策時に作成した処理フローの見直しを行う。

処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させる。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う。

処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。

2 収集運搬の実施

道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行う。収集運搬は、水路を利用することもあるため、場合によっては、港湾や航路の復旧状況についても確認する。

3 仮置場の管理・運営

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、仮設による破碎や焼却処理を行う仮置場の設置や広域処理を検討する。

4 環境モニタリングの実施

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する。

5 被災自動車、船舶等

被災自動車等の状況を確認し、所有者の引き取りの意志がある場合には、所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。

6 選別・破碎・焼却処理施設の設置

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性及び必要能力や機種等を決定する。

7 最終処分受入先の確保

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の確保が重要である。処分先が確保できない場合は、広域処理となるが、協定により利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行う。

最終処分場を確保できていない場合には、県と協議の上、経済的な手段・方法で災害廃棄物を搬送できる場所を確保する。

8 災害廃棄物処理実行計画

環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を作成する。

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

発災直後は、災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

第2節 注意事項

1 復興資材の活用

最終処分量を極力削減するために、津波堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用することを基本とする。

2 土壌汚染対策法

仮置場については、3,000m²以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要になる。また、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるので、事前に土壌調査をしておく必要がある。